



1 「実務研修・実務情報交換会」が開催されました

本紙第32号でお知らせした日本ADR協会主催「実務研修・実務情報交換会」が、2月23日、東京都中央区で開催されました。

今回の実務研修は、「ADRにおける両当事者の橋渡しと相互影響力～ケースマネジメントを中心に～」というテーマで、当事者とのコミュニケーションの在り方、橋渡しの技法等につき専門家からの講義がありました。

「ケースマネジメント」とは、申込人から話を聞き、何を求めているのかを明らかにしたり、問題となっている状況を整理したりするもので、状況を整理する手法としては、「コンフリクトマップ」という図を用いて整理する方法が紹介されていました。これは、申込人の話を聞きながら、目の前で図を書き、関係人との関係性を整理していくという手法のようです。この手法により、申込人が自ら問題点に気付いたり、最適な解決方法が見えてくるというようなこともある、とのことでした。

また、ケースマネジメントで重要なのは、先入観や思い込みによることなく、話の内容を正確に理解することとのことで、申込人が求めていることを正しく理解することは、結果における満足度、納得度にも大きく影響するとのことでした。

手続実施者の重要性もさることながら、手続の入口部分でのケースマネジメントの重要性について考える、有益な機会が提供された研修でした。

実務研修の様子



2 佐賀県に認証事業者が誕生

佐賀県において、次の事業者がADR法第5条による法務大臣の認証を受けました。

- 佐賀県司法書士会
(認証番号142：平成28年2月15日認証)
- 佐賀県社会保険労務士会
(認証番号143：平成28年2月16日認証)

これまで佐賀県は、認証事業者が存在していない地域でした。このような地域は、同県のほかにも青森県と大分県があり、平成26年3月17日に法務大臣に提出された「ADR法に関する検討会報告書」においては、いまだ認証ADRが存在しない地域への認証ADRの拡充が提言されておりました。そのような中、今般、佐賀県において初めて認証事業者が誕生しました。両事業者におかれては、同県における紛争解決ニーズに応える民間事業者として、更なる活躍を期待しております。

3 障害者差別解消法が施行されます

いわゆる障害者差別解消法（平成25年法律第65号）が、平成28年4月1日から施行されます。

認証事業者においても、この法律に沿った対応が必要となることから、既に障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針が策定され、通知しているところです（平成27年11月30日付け法務省司審第759号当課課長通知）。

同法は近く施行されますので、この対応指針を踏まえて適切な対応をお願いします。

【お問い合わせ先】

法務省大臣官房司法法制部
審査監督課 紛争解決業務認証係
☎：03-3580-4111（代表）内線5923, 2378
E-Mail：adr-c@moj.go.jp